

令和2年度雇用安定化事業助成金募集要項

1 事業内容

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、雇用調整助成金等を受けようとする区内中小企業に対し、申請に要する社会保険労務士の代行費用を助成します。

2 助成金額

最大5万円（助成率8／10）（1,000円未満切り捨て）

※1社1回限り

3 申請期間

令和2年6月1日（月）～令和2年9月30日（水）

※予算がなくなり次第終了となります。また、期間を延長する場合があります。

4 申請要件

次の（1）～（3）に掲げる要件の全てを満たすこと。

- （1）中小企業基本法に規定する中小企業で、目黒区内に本社又は主な事業所を有すること。個人事業主の場合は、目黒区内に事業所を有していること。（税務署に提出した個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印のあるもの）により、目黒区内所在等が確認できること。）
- （2）法人事業税、法人住民税（個人事業者の場合は個人事業税及び住民税）等を滞納していないこと。
- （3）目黒区暴力団排除条例に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有さないこと。

5 助成対象経費

下記の国の助成金の申請に要する社会保険労務士への事務手数料（代行費用）のうち令和2年4月1日から令和2年9月30日までに支払いが完了するもの

- （1）雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金を含む。）
- （2）新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金

※新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置である助成金を受ける場合のみ対象となります。

6 助成対象外経費

- （1）本事業と直接関係のない経費
- （2）他の事業に要した経費と明確に区分できない経費
- （3）助成対象期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日）外に支払った経費
- （4）継続的な顧問契約料
- （5）源泉徴収税

- (6) 間接経費（振込手数料・収入印紙代・旅費・送料等）
- (7) クレジットカードで支払われたもの
- (8) 国、都、区市町村等による他の制度により助成を受けているもの
- (9) 社会通念上、助成が適当でないもの
- (10) その他区長が不適当と認めるもの

7 申請に当たって

(1) 申請時提出書類

- ①目黒区雇用安定化事業助成金交付申請書（区指定様式）
- ②ハローワーク等(国の助成金の申請先)から受領した国の助成金の支給決定通知書（コピー可）
- ③社会保険労務士から受領した見積書・領収書・請求書（コピー可）
- ④（法人）履歴事項全部証明書（コピー可）
※申込日より3か月以内に発行のものに限る。
（個人）開業届（コピー可）
- ⑤（法人）法人事業税納税証明書及び法人都民税納税証明書（コピー可）
（個人）個人事業税納税証明書及び都民税納税証明書（居住地用と事業所用）
（コピー可）
- ⑥その他区長が必要と認める資料

(2) 留意事項

- ① 提出された書類、参考資料等は返却できません。
- ② 申請書類は持参又は郵送により提出してください。
- ③ 審査内容に関するお問い合わせについては、一切応じません。

8 助成金交付決定額について

- (1) 申請書その他の資料をもとに審査し、助成企業を決定します。
- (2) 助成金の額は、対象経費の8/10で、交付限度額は5万円となります。
（1,000未満の端数については切捨てとなります。）
- (3) 交付決定額は、審査終了後にお知らせします（交付決定額は、助成金申請額と異なる場合があります。）。

9 助成金交付決定の取消し

次の(1)～(3)のいずれかに該当した場合は、助成金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。（「10 助成金の返還」参照）

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

10 助成金の返還

助成金交付決定の取消しその他の事由により助成金を返還する必要がある場合には、助成金の交付を受けた日から当該返還金の完納の日までの期間の日数に応じ、当該助成金の額につき年10.95%の割合で計算した違約金額を付した額を、区が指定する方式により返還していただきます。

11 問合せ先・書類提出先

目黒区産業経済部産業経済・消費生活課中小企業振興係

TEL：03-3711-1134（直通）

〒153-0063

目黒区目黒二丁目4番36号 目黒区民センター1階